附則

この省令は、平成二十八年一月四日から施行する。

紛失届出

外　務　大　臣　殿　　平成　　年　　月　　日届出

在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第１項の規定により届け出ます。また、同法第18条第１項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　法定代理人(親権者、後見人など)署名

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

注意事項	１．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。 ２．この届出書は、紛失(焼失)旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。

提出書類　□警察盗難届出立証書　□遺失物届出立証書　□罹災証明　□その他（　　）

本人確認欄	(1点でよい書類)		(2点必要な書類)	
	□日本国旅券 □運転免許証 □個人番号カード、住基カード(写真付き) □船員手帳 □海技免状 □猟銃等所持許可証	□戦傷病者手帳 □宅建取引士証 □電気工事士免状 □無線従事者免許証 □官公庁職員身分証明書 □身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	□健康保険証 □国民健康保険証 □船員保険証 □共済組合員証 □年金証書等	□介護保険証 □印鑑登録証明書及び実印 □後期高齢者医療被保険者証 □その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) □一時帰国者

官公庁記載欄	□本人　□代理

（平成二十七年十一月改正）